

◇施設使用料

[単位：円]

			基本使用料			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時 から 正午まで	午後1時 から 午後5時	午後6時 から 午後10時	午前9時 から 午後10時
能登演劇堂	平日	651席	10,100	17,300	21,300	41,700
	休日等		13,200	21,300	26,400	52,900
スタッフルーム		16㎡	500	800	1,000	2,000
主催者事務室		16㎡	500	800	1,000	2,000
ホワイエ		220㎡	3,200	5,600	6,800	13,200
楽屋1		10㎡	500	800	1,000	2,000
楽屋2		10㎡	500	800	1,000	2,000
楽屋3		27㎡	1,000	1,400	1,700	4,000
楽屋4		32㎡	1,000	1,400	1,700	4,000
楽屋5		34㎡	1,000	1,400	1,700	4,000
展示ホール		375㎡	9,600	16,200	20,300	39,700
研修室1		189㎡	3,200	5,600	6,800	13,200
研修室2		100㎡	1,200	2,000	2,500	5,000
研修室3		57㎡	900	1,700	2,100	4,000

備考

1. 使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とします。ただし、入場料等の額に段階があるときは、最高額をもって入場料等の額とします。
 - (1) 入場料等が1,000円未満の場合 50パーセント
 - (1) 入場料等が1,000円以上の場合 100パーセント
2. 使用者が営業の宣伝、その他これに類する目的をもって無料で入場させる場合の使用料は基本使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とします。
3. 使用者が営利を目的とした催し物等に使用する場合の使用料は、基本使用料に100パーセントを乗じて得た額を加算した額とします。
4. 使用時間区分を経過して使用したときの使用料は、それぞれの使用時間区分の使用料の額に30パーセントを乗じて得た額を加算します。ただし、使用時間区分を連続して使用する場合には、それぞれの使用時間区分ごとの間の時間を除きます。
5. 冷暖房使用料は、基本使用料の40パーセントに相当する額を別に徴収します。

※ 施設使用料以外に施設附属機材・備品の貸出が必要な場合は別途料金が加算されます。詳細は下記までご相談ください。

公益財団法人 演劇のまち振興事業団 (9:00~17:00 / 月曜・祝日・年末年始 休館)

☎ 0767-66-2323